

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の三第二項に基づき、下記の通り公表いたします。

令和 2年度分

○対象事業場： 琉球セメント(株)屋部工場 沖縄県名護市字安和1008番地

1. 処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量：

単位 (t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	189	105	307	294	314	329	115	293	115	249	211	285	2,806
廃プラスチック類	82	28	117	113	185	294	93	301	266	207	213	260	2,159
紙くず	30	12	39	31	43	23	25	52	68	29	53	48	453
木くず	613	259	797	638	852	634	329	746	620	587	507	591	7,173
ガラス陶磁器くず※	151	68	215	181	198	128	121	122	206	123	128	204	1,845

※「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の略称

2. 燃焼ガスおよび排ガスの測定状況：

(1)測定位置：燃焼ガス温度を除く測定位置はセメント焼成炉出口煙道

(2)測定結果：

採取日	判明日	測定値									
		燃焼ガス温度 (°C) ※				一酸化炭素 ※ (ppm)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ _N)	硫黄酸化物 (m ³ _N /h)	ばいじん (g/m ³ _N)	塩化水素 (mg/m ³ _N)	窒素酸化物 (ppm)
		燃焼室		集塵機							
最低	最高	最低	最高								
2020/7/21	2020/9/7	-	-	105	105	754	0.0002700	<0.1	0.007	0.4	350
2020/8/13	2020/9/9	-	-	108	108			1.5	0.004		260
2020/9/16	2020/11/6	-	-	104	104	610	0.00130000	0.1	0.007		390
2020/11/20	2021/1/15	1,518	1,544	110	111	784	0.00039000	1.0	0.003	2.2	320
2020/12/23	2021/2/4	1,420	1,432	107	107			0.1	0.004		390
2021/2/26	2021/4/7	1,580	1,599	110	110	791	0.00160000	<0.1	0.002		310

※燃焼ガス温度および一酸化炭素の測定値判明日は採取日によるもの

【基準値】

- ①ダイオキシン類： 0.1 ng-TEQ/m³_N 以下
- ②硫黄酸化物： 360 m³_N/h 以下
- ③ばいじん： 0.1 g/m³_N 以下
- ④塩化水素： 700 mg/m³_N 以下
- ⑤窒素酸化物： 480 ppm 以下

3. ばいじんの除去を行った日：集塵機で収集されたばいじんはすぐに原料粉砕機へ送られセメント原料となる

○その他の維持管理情報につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

琉球セメント株式会社 屋部工場 総務部

TEL：0980-53-8311